

平成27年7月9日（木）

第135回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

（15：22～15：52 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は以下のとおり）

○増田委員長

それでは、今日の郵政民営化委員会の概要について御説明いたします。

資料はお配りのとおりであります。

本日は議題が三つありまして、一点目は、かんぽ生命保険から認可申請があった新規業務についてヒアリングを行いました。二点目は、同じくかんぽ生命保険から先月発表があったかんぽプラチナライフサービスについて、いわゆる高齢の皆様方に対してのサービスをまとめて発表したのですが、それについてのヒアリングをするというもの。三点目として、金融担当大臣、総務大臣から当委員会宛てに今後の郵政民営化の推進の在り方について調査審議要請がありましたので、その趣旨について説明を受けた。この三つが今日の議題であります。

具体的には一点目のかんぽ生命保険の新規業務ですが、既に行っている他の生命保険会社の法人向け商品の受託販売、これは会社を特定してこういう商品と今まで認可の内容が具体的に決められていたところがあったのですが、今回は具体的には経営者向けの定期保険を第一生命保険から受託して販売を行いたいということ、またもう一つは、メットライフ生命保険から総合福祉団体定期保険の受託販売を行いたい。この二つが新規業務になるので、当委員会の方に説明があったということでもあります。

二点目は、先ほど申しあげましたようなことで、これは特に当委員会の認可に関わる話ではありませんので、確認的に我々の方でも聞いたということでもあります。

三点目は、金融担当大臣、総務大臣から、今後の行政に生かすために郵政民営化の推進の在り方について調査審議要請がありましたので、当委員会で趣旨を聞いて、委員の皆様方にお諮りして、両省庁からの要請を踏まえて、今後の郵政民営化の推進の在り方について幅広く調査審議をしていきたい。まずパブリックコメントを実施する必要があるだろうということ、パブリックコメントをまず実施したい。来週から実施をすることになります。事務局の方ですぐに手続をとってもらって、従来ですと、3週間の期間をとってパブリックコメントをしていましたので、その例に倣って行うことになりましたが、パブリックコメントを実施するというところまで今日は各委員にお諮りをしました。

具体的な調査審議の進め方については、これからまた委員と相談して決めていきたいと思っています。

審議の中での委員の主な発言でありますけれども、一点目の新規業務の関係については、今回の総合福祉団体定期保険の販売、メットライフ生命保険になるのですが、それが行われることによって法人向けに既にかんぽ生命保険で販売している自社の養老保険から今回の商品に乗り換えるような話が起きないかという観点の質問があって、今回のものは死亡保障を中心とする福利厚生目的の保険で、そこを販売していこう。そういう商品を、メットライフ生命保険の商品を販売していこう。自社で販売している養老保険は貯蓄性が高く、商品性が異なっているので、特にそういった乗換えのようなことは想定していない。むしろ総合福祉団体定期保険という今回のような保険の上乗せによって、養老保険に加入の法人のニーズにより応えられるようにしていきたい、そんな答えがありました。

二点目のプラチナサービスについてまとめて報告があったのですが、その中で無料電話相談サービスという項目があったのですが、これについて健康、医療、介護と非常に領域が広いのですが、どのように運営していく予定かという質問があって、それについては現在検討中だけれども、いずれにしても、電話相談については外部の専門の会社に委託をするという取組みを考えているということでありました。そういうことを今、検討しているということで話がありました。

高齢者の専用コールセンターが今年の4月から、ダイレクトで担当者が出てくることが始まっています。ボタンを押して、音声案内が出てきて、色々なところにだんだん狭まって対応するということだと高齢者の方がなかなか使いづらいので、ダイレクトに対応者が出てくる高齢者専用のダイヤルを設けて、それを利便に供するというので4月から始まったのですが、その利用状況についての質問があって、今、1日50件程度そういった利用がある、今後周知を拡大していくという話がありました。

やり取りの中での状況は以上でありまして、また議事録が出ましたら確認をいただきたいと思えます。

次回委員会の開催については調整中であります。

私からは以上であります。

○記者

二点ほどお願いしたいのですけれども、一点が、先般、自民党がゆうちょ銀行の預入れとかんぽ生命保険の加入限度額の引上げをそれぞれ提言しましたが、これについて現時点で委員長はどういうお考えをお持ちなのかということを一応伺いたい。

もう一点が、5月だったと思うのですけれども、総務省が郵政事業のユニバーサルサービスの維持にどれぐらいコストがかかっているかという試算を出して、その中で全体の8割ぐらいの郵便局が赤字である。大都市部の黒字でそれを賄っているというコストについての算定結果が出ましたけれども、今後、限度額の引上げの政府案が出てきて、多分、こちらの方にも意見を求められる流れになるのかと思うのですが、そういった中でユニバーサルサービスにかかるコストを賄うという観点からも限度額引上げの議論をしていくことになるのかどうなのか。お考えをお願いします。

○増田委員長

この間、自民党がまとめた提言があるのですけれども、あれは自民党としてまとめたということですね。政府の官房長官とか、関係のところに行って行ったということですが、当委員会では直接そこに関わることがないので、内容について特段私の方で見解を持っているわけではありません。

今回、政府の方から幅広い調査審議を求められたので、それに対して今後対応していきたいと思っていますので、今のところそれ以上のことはありませんが、今、お話があった後段の総務省の方で先般まとめたユニバーサルサービスの維持についての実績というか実態です。データを見て、ユニバーサルサービスを維持していく上で、当然のことながら、一つ一つの単位ごとで見っていくと、郵便局ごとに都市部と地方部と、いわゆる効率性の観点も相当違って来るから、それはそういうことがあるだろう。

ただ一方で、法律上必ず維持していかななくてはならないと義務化されているのと、逆にそれがゆえにこのような形でユニバーサルサービスを実行できるネットワークという日本郵政グループぐらいしか多分持っていないで、そこをどう生かすのかが逆に日本郵便あるいは日本郵政グループ全体のメリットというか、要するに日本郵政グループだけが持ち得ているネットワークの生かし方というところに色々なノウハウのこれまで蓄積したところを生かす、伸ばしていく余地もあるだろうし、そこに何か良いサービスを結びつけば、優位性を持ち得るだろうと思うので、これを一つ大事な財産として使うという考え方もあるのではないかと。これは今まで何度も私が申し上げていることなのですが、そのような総務省の資料を見て、数字自体には特段の驚きはありません。そういうことなのだろうと思いました。ユニバーサルサービスを維持しなければいけないということで、ネットワークをずっと持ち続けるから、逆にそういうことの生かし方が日本郵便だけではなくて、日本郵政グループ全体としてこれから考えていく必要があるのだろうなと思いました。

○記者

今日の三つ目の調査審議の要請があったことについてお伺いしたいのですが、

今日政府からはどういう形でこの調査審議の要請について説明というか、お話があったかをもう少し詳しく教えていただけますか。

○増田委員長

配付資料の三番目の関係です。要請文が1枚入っていると思いますけれども、それと参考資料が後ろに入っていると思いますが、その中には色々な関係資料を向こうの観点で入れているものがありました。基本的にはこの1枚紙の調査審議のベースで、今日は金融庁の審議官と総務省の郵政行政部長が来ましたが、まとめて総務省の方から、ほぼ調査審議のペーパーになぞる形で審議要請がありました。

即ち、今年の年度半ば以降にも上場とされている。そういうことによってこれまでの国の一人株主から新たな株主が登場する。市場規律を会社経営に対して浸透させることを通じて民営化が全く新しい局面になっていく。そういう中で民営化を推進していく上で、上場の成功を確実なものとしていくためにどうということを考えるべきか、そういう観点で調査審議をしてほしい。その上で所見を民営化委員会から提示をしていただきたい。そんな要請がありました。あとは参考資料の説明が若干あったのですが、審議要請はそのようなところでありました。

○記者

今後の進め方なのですけれども、来週からパブリックコメントをかけられるということで、このパブリックコメントはどのような聞き方になるのか。

○増田委員長

多分、これをそのままなぞる格好になると思います。

○記者

これをそのままなぞる。パブリックコメントは3週間ぐらいだというお話があったのですけれども、要請された調査審議はどのくらいの期間をかけて。

○増田委員長

今日いただいたので、まだそれは決めていない。パブリックコメントをやるところだけ決めました。幅広く意見を聞きたいということです。

○記者

わかりました。本件で、政府の説明を受けて、委員の方から何か御発言とか、そういうのはあったのでしょうか。

○増田委員長

特段はなかったですね。

○記者

確認なのですけれども、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の限度額の引上げは、一応、党からの要請という形で資料がついているのですが、今回のパブリック

コメントの手續に関しては、引上げ云々は関係ないということなのでしょうか。

○増田委員長

それは幅広く上場の成功を確実なものにするために色々と新たな局面を迎えるから、関係する人たちで自由に意見を出してもらおうということですから、ここに書いてあるような聞き方をしますので、そのところは、受け取った関係者の皆さん方がどう考えるかなのだらうと思います。

○記者

党の提言も一緒に付けるような形でパブリックコメントを。

○増田委員長

特にそれはないです。

○記者

そういうわけではないのですか。というのは、高市大臣が限度額引上げの是非みたいな議論をする上で、民営化委員会の意見を聞く必要があるということをおっしゃられているのですけれども、この手續はもしあるとすれば今後また別にあるという理解ですか。

○増田委員長

多分、大臣がおっしゃっているのは法的なものです。発言を詳しく聞いていないけれども、限度額引上げで民営化委員会の意見を聞く手續があるというのは、法的な、政令を改正するときに必ず聴かなければいけないので、そのことをおっしゃっているのではないですか。

○記者

では、それは今回のパブリックコメントとはまた違うということですね。

○増田委員長

違います。あれは政令が前提となって、それで当委員会が意見を聞かれるということになります。

○記者

その上でなのですけれども、一応、自民党は9月末までに引上げをしてほしいという要請をしているのですが、一方で、日本郵政の西室社長自身が間に合わないのではないかという発言をされている。手続的に言って、9月末までに結論が出るのが有り得るのかどうか。委員長としてなかなか言いづらいところがあると思うのですが。

○増田委員長

コメントはないです。その後のことについては。ただ、調査審議についての要請のときも特段、両省庁から何かあったわけではありませんし、こちらで、あと委員と相談して審議のやり方を決めていけばいいのかなと思っています。

○記者

政府からそういった要請があった時点で改めてきちんと考えると。

○増田委員長

一応、今日要請があったのですけれども、別にいつまでとかそういうことは一切言っていないませんでした。

○記者

今日は限度額のことではないのですね。限度額引上げの是非についても、政令改正のところだと思えるのですけれども、そこに関しては今日は。

○増田委員長

特に何も。そういうことで何かを言っているわけではないです。今仰ったことは政令案を、案を作ってそれでこっちに聞かなければいけないので、特に今日はこの範囲での調査審議要請でした。

○記者

政令案が固まった時点で改めて委員会の意見を聴くことになると思うのですけれども、今回の要請の位置付けなのですが、官房長官も党の提言が出てから、民営化委員会で対応すると繰り返し仰っているわけですが、今回の政府の要請は、その中には限度額も含まれているという理解なのか。

○増田委員長

それは政府に聞いた方がいいと思う。

○記者

それを受けて、今後調査審議する中で委員会として限度額のことも含めて、幅広くの中にはそれも含めて議論するという理解でよろしいのでしょうか。

○増田委員長

それはこの調査審議だから、それに基づいてパブリックコメントをやって、そこでどういうことが出てくるかを見ないと言えないと思います。ですから、政府でとにかく今日はこういう形で要請があったので、今のところはこれ以上のものは。あとはそれぞれの御関係の方が多分色々意見を言ってくると思うので、それを見ながら考えていくということです。

○記者

パブリックコメントで限度額に関する意見などが出てくれば、それについて話し合う余地はあると。

○増田委員長

それは中身を見て。今日の段階ではまだ何とも言えないですね。

○記者

しつこくてあれなのですけれども、政令案が出てきた段階で民営化委員会にかかると思うのです。その後もパブリックコメントも手続的にあるのですか。

○増田委員長

それは出てくればやるね。

○事務局

それは行政手続法に。

○増田委員長

行政手続法に基づいてだから、それは30日とか決まっている。それは、前提はやらなければいけないことになっている。

○記者

今日の調査審議の要請というのは、委員長としては限度額のことについて聞かれたとは思っていらっしやらないと。

○増田委員長

この範囲での話で、それしか説明がなかった。それをどう受け止めるかは今度また委員間で相談しなければいけない。

○記者

今回の調査審議というのは、政府が限度額引上げの政令案を作る前提となっているものだという認識を委員長はお持ちでいらっしやらないということなのですか。

○増田委員長

そういうことは申し上げない。

○記者

そうかもしれないし、そうでないかもしれないと。

○増田委員長

やはりこの範囲でしか出ていないので、むしろそれは政府でどういう要請をするかにかかっていると思います。

○記者

あと、期限もまだ決まっていないということでしたけれども、遅くとも日本郵政の上場までにはということも特に。

○増田委員長

ない。

○記者

パブリックコメントは来週から始まるのですか。13日からですか。

○増田委員長

来週から。

○事務局

まだいつからかは決まっていません。

○記者

月曜日から金曜日の間。

○事務局

普通に手続をしていきますと何日かかかりますので。来週中にはスタートできると思います。

○記者

あと、1点細かいことの確認で恐縮なのですが、プラチナライフサービスですが、会社はもしかしたら色々なラインナップの中で郵政民営化委員会の審査が必要なものもあるかもしれないみたいなことを以前言っていたと思うのですが、見た感じどこにもそういうものはないという認識で大丈夫なのですか。

○増田委員長

今日は特に言っていませんでした。これで高齢者向けのサービスをやるときに新規事業にかかるものをもし商品として考えれば多分出てくると思うのですが、今日はこれについてこういう商品を今検討中で、それがまたいずれ委員会にかかってきますという説明はなかった。もっと抽象的な説明でした。

○記者

今、発表されているものの中についてはそういうものは必要ないという。

○増田委員長

今日聞いたばかりで私も分からない。商品を考えるのは向こう側だから、具体的に向こうでどう考えるか見てみないと分からないと思います。

○記者

この調査審議に関して限定していないということなのですが、限度額問題で、地域金融機関が嫌がっているのは預替えだと思ってしまうのですが、提言案はそれを牽制している文言がきちんと入っているというところで、そういうことが起こり得るのかどうかということに関して、委員長は中立的なお立場で答えにくいかもしれないのですが、もし何か考えがあれば一言お願いしたいのですが。

○増田委員長

考えは今日のところはないですね。これからどうなっていくかということはまだ全く分からないので、今のところ考えはない。今のところそれについて特にどうするかというのは、具体的な調査とかを進めていけばまた固まってくるかもしれないけれども、今のところはありません。

○記者

二つありまして、一点目は事務的なところで、パブリックコメントは来週スタートで3週間。

○増田委員長

行政手続法にのっとるわけでもないので、過去の委員会の例でいうと3週間やっているの、それに倣うつもりです。

○記者

二つ目は、地域金融機関と預入限度額の引上げの絡みで、日本郵政の西室社長は、地域金融機関と今後、提携、協力していきたいと述べられている一方で、地方銀行等は、協力はやぶさかではないのだけれども、預入限度額引上げということになると、自分たちのお客さんを奪われるということで協力はできないと各団体の会長は仰ってしまして、預入限度額の動向次第では、地域の金融は影響が出るかなという感じですけども、委員長のお考えを改めてお聞かせください。

○増田委員長

当事者同士で関係をどうするか、よく考えていただくしかないですね。

○記者

当事者同士も。

○増田委員長

それをどうするかというのはまさにそれぞれの、西室社長の考えと、地域金融機関の考えは色々あるでしょうから、私どもの方でそれについて申し上げることは特に持っていません。

○記者

調査審議の政府からの要請なのですけども、先ほど期限は決めないという御発言がありましたが、上場を踏まえての要請なので、基本的には上場前には結論を出すということ。

○増田委員長

それはない、決めていない。

○記者

上場に間に合わないかもしれない。

○増田委員長

これから日程等について相談してやりますので。

○記者

すごく抽象的な質問なのですけども、郵政民営化委員会の役割が郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行って、その結果について意見を述べるということを目的に設置された組織で、そこに対して今後の郵政民営化の推進の在り方の調査審議を依頼するというのは何か。そもそもこれは郵政民営化委員会の本来業務には入っていない話なのですか。

○増田委員長

それは入っているから、多分、政府の方で要請しているのではないかと思います。我々も受けたから。

○記者

そうすると、なぜ改めてこういう形で要請をするのか。

○増田委員長

まず、基本は政府の方に聞く話だとは思いますが、ただ、我々も一つの新たな局面であるのは確かで、今まで民営化されたとはいえ、実際には上場されていないので、市場の規律には全然さらされていないわけですね。法律が若干変わったけれども、早く上場を進めるようにと、前は期限があった、そういう法律になっていたのですが、今はそこがなくなったわけで、基本的にはできるだけ早く売却するようにと書いてあるから、上場をつつがなくやるというのが法律の精神だと我々も思っています。

そういう中で、国の一人株主から一般の投資家の皆様方も含めて非常に膨大な株主がこれから入ってきて、それで会社としての規律もきちんとそれに対応できるものになっていなければいけないので、全体として、郵政民営化としては非常に大きなこれから次のステージに上がっていく大事な時期であるという認識はあります。

こちらの方から、何か特に要請されていなくて意見を言うわけではなくて、今年の3月に今までの3年間の検証をしましたし、そこで意見を申し上げているけれども、それだけではなくて、政府の方で更に新たにそういう局面だから、是非所見が欲しいと言ってきたのだと私は理解しているので、そういったリクエストに対してはきちんと応えていきたいと思いますということで、さっきから御質問がありますけれども、あとの日程についてはこれから相談をしていく。ただ、幅広く意見を聞く必要があるので、パブリックコメントの手続だけは来週きちんととおきましょうという、今はそこまでの段階です。

○記者

今日の委員会の中で政府の要請は別にして、限度額について委員から意見とか議論は。

○増田委員長

それはありませんでした。

○記者

総務省側からの説明はなかったということなののでしょうか。つまり、資料にはもう。

○増田委員長

この資料についての説明はありました。

○記者

それについて民営化委員会にも例えば附帯決議で言っている事情の変化等があったのかとか、そういったところに関して検証してくださいという要請があったわけではないと。

○増田委員長

それについて総務省側から特にありませんでした。

○記者

そうすると、つまり、今後來たるべき正式な手続に向けて事前に心の準備を求められたようなイメージなのですか。

○増田委員長

そういう言い方でもなかった。むしろ、どちらかといったら、総務省とか金融庁に対しての質問だと思います。

○記者

くどくなってしまうのですけれども、これは資料を見ても明らかなように、限度額に関しては金融機関と党側の要請との間で、かなり意見が対立しているように見受けられるのですが、今後來たるべき手続で、民営化委員会でも双方から意見を聴いて、改めて判断する手続というのは想定されるのでしょうか。

○増田委員長

パブリックコメントでどういう意見が出てくるかによります。だから、まだそこまでは言えない。まずとにかくパブコメで意見をいただく、そこまでのですね。それから先、どう行動するかはまだ今日の段階では申し上げられない。